

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和七年
十二月二十四日
(水曜日)

目 次

人事委員会規則

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正.....一
通勤手当の支給に関する規則の一部改正.....一
職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正.....一
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正.....一
義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正.....二
企業局管理規程

- 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正.....八
大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正.....二
企 業 局 訓 令

- 大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正.....三

○人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

大分県人事委員会規則第二十五号

大分県人事委員会委員長 和田久継

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「備考〔〕」の下に「その職務の級が三級である職員で」を加え、同条に次の一項を加える。

3 教育職給料表〔〕の備考〔〕のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定める職

員は、第一項の職員のうちその職務の級が四級である者とする。
第七条第二項中「備考〔〕」の下に「その職務の級が四級である職員で」を加え、同条に次の二項を加える。

3 教育職給料表〔〕の備考〔〕のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定める職員は、第一項の職員のうちその職務の級が四級である者とする。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

大分県人事委員会委員長 和田久継

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「二万三千百円」を「二万三千二百円」に、「二万六千円」を「二万六千百円」に、「二万八千五百円」を「二万八千六百円」に、「三万九百円」を「三万千円」に、「三万三千九百円」を「三万四千百円」に、「三万七千円」を「三万七千二百円」に、「四万六百円」を「四万八百円」に、「四万四千七百円」を「四万四千九百円」に、「四万八千七百円」を「四万九千円」に、「五万七百円」を「五万一千円」に、「五万四千七百円」を「五万五千円」に、「五万七千六百円」を「五万七千九百円」に、

六十円	九十キロメートル以上
六万円	九十五キロメートル以上
六万三百円	九十五キロメートル未満
六万四千円	一百キロメートル以上
六万七千三百円	一百キロメートル未満

に改める。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十四日

大分県報号外（人事委規則）

二

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

大分県人事委員会委員長 和田久

大分県人事委員会委員長 和田久 繼

大分県人事委員会規則第二十八号

職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十七年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十七年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則別表の第二条第一項第一号の職を占める職員の項から第一条第二項の職を占める職員の項までを次のように改める。

第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員
円 371,300	円 310,800	円 52,100	円 259,900	円 217,600	円 36,500
371,300	310,800	52,100	259,900	217,600	36,500
371,300	310,800	52,100	259,900	217,600	36,500
371,300	310,800	52,100	259,900	217,600	36,500
371,300	310,800	52,100	259,900	217,600	36,500
371,300	310,800	52,100	259,900	217,600	36,500
371,300	310,800	52,100	259,900	217,600	36,500
371,300	310,800	50,300	259,900	217,600	35,200
371,300	310,800	48,500	259,900	217,600	34,000
371,300	310,800	46,700	259,900	217,600	32,700
371,300	310,800	44,900	259,900	217,600	31,400
371,300	310,800	43,100	259,900	217,600	30,200
371,300	310,800	41,300	259,900	217,600	28,900
371,300	310,800	39,500	259,900	217,600	27,700
371,300	310,800	37,700	259,900	217,600	26,400
371,300	310,800	36,300	259,900	217,600	25,400
371,300	310,800	34,900	259,900	217,600	24,400
367,300	307,500	33,500	257,100	215,300	23,500
363,300	304,200	32,100	254,300	212,900	22,500
359,300	300,900	30,700	251,500	210,600	21,500
355,300	297,600	29,300	248,700	208,300	20,500
351,300	294,300	27,900	245,900	206,000	19,500
339,000	283,300	27,300	237,300	198,300	19,100
324,300	271,300	26,700	227,000	189,900	18,700
308,800	258,800	25,700	216,200	181,200	18,000
293,300	246,300	25,100	205,300	172,400	17,600
277,300	233,800	24,500	194,100	163,700	17,200
260,300	218,300	23,900	182,200	152,800	16,700
243,300	202,800	23,300	170,300	142,000	16,300
226,300	187,300	22,500	158,400	131,100	15,800
208,800	171,800	22,200	146,200	120,300	15,500
191,300	155,300	21,800	133,900	108,700	15,300
173,800	138,800	21,200	121,700	97,200	14,800
155,800	122,300	20,300	109,100	85,600	14,200
137,300	104,300	19,400	96,100	73,000	13,600
118,800	86,300	18,700	83,200	60,400	13,100

別表の第二条第一項第一号の職を占める職員の項から第一条第二項の職を占める職員の項までを次のように改める。

は、令和七年四月一日から適用する。

大分県人事委員会規則第二十九号

期未手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

期未手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号イ中「百分の三百十五」を「百分の三百二十一・五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百八十二・五」に改め、同号ロ中「百分の二百六十二・五」を「百分の二百七十」に、同号第二号中「百分の百五十」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百八十」を「百分の百八十七・五」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を次のように改める。

令和七年十二月二十四日

大分県人事委員会委員長 和田久 繼

大分県人事委員会規則第二十九号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和五十一年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改める。

第四条第一項中「義務教育等教員特別手当」を「次条第二号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同条に次の二項を加える。

2 次条第一号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の各号に定める額に、各号に対応する別表の備考2に定める額を加算する。

3 前項に規定する加算は、教育職員が新たに同項の教育職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教育職員が同項に規定する要件を次月に至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給調整手当に関する規則の規定

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 義務教育等教員特別手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。

一 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

二 前号に掲げるもの以外の校務

附則第二項中「第四条」を「第四条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員 の区 分	号 級	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
			円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1号給から	4号給まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5号給から	8号給まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9号給から	12号給まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13号給から	16号給まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17号給から	20号給まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21号給から	24号給まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25号給から	28号給まで	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29号給から	32号給まで	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33号給から	36号給まで	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37号給から	40号給まで	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41号給から	44号給まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45号給から	48号給まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49号給から	52号給まで	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53号給から	56号給まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57号給から	60号給まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
大分県報号外 (人事委規則)	61号給から	64号給まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65号給から	68号給まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69号給から	72号給まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73号給から	76号給まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77号給から	80号給まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81号給から	84号給まで	2,800	3,800	4,800	5,200	
	85号給から	88号給まで	2,800	3,800	5,000		
	89号給から	92号給まで	2,900	3,900	5,000		
	93号給から	96号給まで	3,000	4,000	5,000		
	97号給から	100号給まで	3,100	4,100	5,100		
	101号給から	104号給まで	3,100	4,200	5,100		
	105号給から	108号給まで	3,200	4,300	5,100		
	109号給から	112号給まで	3,200	4,400			
	113号給から	116号給まで	3,200	4,400			
	117号給から	120号給まで	3,300	4,500			
	121号給から	124号給まで	3,300	4,600			
	125号給から	128号給まで	3,300	4,700			
	129号給から	132号給まで		4,700			
	133号給から	136号給まで		4,700			
	137号給から	140号給まで		4,700			
	141号給から	144号給まで		4,700			
	145号給から	148号給まで		4,800			
	149号給から	152号給まで		4,900			
	153号給から	156号給まで		4,900			
	157号給から	160号給まで		5,000			
	161号給から	164号給まで		5,000			

令和七年十二月二十四日

大分県報号外
(人事委規則)

四

	165号給		5,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 1 第四条第一項第一号に規定する職員のうち、その職務の級が1級である者にあつては「125号給から128号給まで」とあるのは「125号給」と、その職務の級が特2級である者にあつては「105号給から108号給まで」とあるのは「105号給」と、その職務の級が3級である者にあつては「81号給から84号給まで」とあるのは「81号給」と、その職務の級が4級である者にあつては「21号給から24号給まで」とあるのは「21号給」とする。

2 この表を適用する職員のうち、第四条の二第一号に規定する校務を分掌する職員には、この表の額にそれぞれ3,000円を加算する。

令和七年十二月二十四日

大分県報号外
(人事委規則)

別表第二（第四条関係）

教育職給料表(一)の適用を受ける者

職員 の区 分	号 級	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
			円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1号給から	4号給まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5号給から	8号給まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9号給から	12号給まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13号給から	16号給まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17号給から	20号給まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21号給から	24号給まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25号給から	28号給まで	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29号給から	32号給まで	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33号給から	36号給まで	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37号給から	40号給まで	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41号給から	44号給まで	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45号給から	48号給まで	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49号給から	52号給まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53号給から	56号給まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57号給から	60号給まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61号給から	64号給まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65号給から	68号給まで	2,600	3,700	4,700		
	69号給から	72号給まで	2,600	3,800	4,700		
	73号給から	76号給まで	2,700	3,800	4,700		
	77号給から	80号給まで	2,800	3,900	4,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81号給から	84号給まで	2,800	4,000	4,800		
	85号給から	88号給まで	2,800	4,100	5,000		
	89号給から	92号給まで	2,900	4,200	5,000		
	93号給から	96号給まで	3,000	4,300	5,000		
	97号給から	100号給まで	3,100	4,400	5,100		
	101号給から	104号給まで	3,100	4,400	5,100		
	105号給から	108号給まで	3,200	4,500	5,100		
	109号給から	112号給まで	3,200	4,600			
	113号給から	116号給まで	3,200	4,700			
	117号給から	120号給まで	3,300	4,700			
	121号給から	124号給まで	3,300	4,700			
	125号給から	128号給まで	3,300	4,700			
	129号給から	132号給まで	3,400	4,700			
	133号給から	136号給まで	3,400	4,800			
	137号給から	140号給まで	3,400	4,900			
定年 前再 任用	141号給から	144号給まで	3,500	4,900			
	145号給から	148号給まで	3,500	5,000			
	149号給から	152号給まで	3,500	5,000			
	153号給		3,500	5,000			

令和七年十二月二十四日

大分県報号外
(人事委規則)

六

短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400
---------	--	-------	-------	-------	-------	-------

備考 1 第四条第一項第二号から第五号までに規定する職員のうち、その職務の級が特2級である者にあつては「105号給から108号給まで」とあるのは「105号給」と、その職務の級が3級である者にあつては「61号給から64号給まで」とあるのは「61号給」と、その職務の級が4級である者にあつては「21号給から24号給まで」とあるのは「21号給」とする。

2 この表を適用する職員のうち、第四条の二第一号に規定する校務を分掌する職員には、この表の額にそれぞれ3,000円を加算する。

令和七年十二月二十四日

大分県報号外（人事委規則）

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

附 則

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

大分県企業局長 渡辺 淳一

大分県企業局管理規程第十号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第一条 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「四千四百円」を「四千七百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同条ただし書中「二千二百円」を「二千三百五十円」に、「三千七百円」を「三千八百五十円」に改める。

第二十五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十六条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十一・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

企 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
令和七年十二月二十四日 大分県報号外(企業局管理規程)	1	196,500	242,900	277,300	311,000	333,900	368,200	422,300	473,700	527,300
	2	197,600	244,200	278,400	312,500	335,700	369,900	424,200	479,000	534,000
	3	198,900	245,600	279,400	313,900	337,500	371,500	426,100	483,900	539,100
	4	200,000	247,000	280,400	315,300	339,200	373,100	427,900	488,500	543,400
	5	201,100	248,400	281,400	316,700	340,900	374,700	429,700	492,600	546,800
	6	202,800	249,800	282,400	317,800	342,600	376,500	431,500	496,000	550,000
	7	204,400	251,200	283,300	318,800	344,300	378,000	433,300	498,900	552,900
	8	206,000	252,700	284,300	320,000	345,900	379,600	435,100	501,400	555,400
	9	207,500	254,100	285,300	321,200	347,500	380,900	436,700	503,400	557,400
	10	209,200	255,300	286,300	322,800	349,200	382,500	438,300		
	11	210,800	256,600	287,300	324,400	350,900	384,200	439,800		
	12	212,400	257,900	288,300	326,000	352,500	385,700	441,300		
	13	213,900	259,100	289,300	327,400	354,000	387,600	442,800		
	14	215,600	260,300	290,600	329,000	355,600	389,500	444,100		
	15	217,300	261,500	291,900	330,600	357,200	391,400	445,400		
	16	219,000	262,700	293,100	332,300	358,800	393,200	446,600		
	17	220,200	263,800	294,300	333,700	360,200	394,700	447,800		
	18	221,800	264,900	295,600	335,400	361,900	396,500	449,100		
	19	223,400	266,000	296,800	337,000	363,500	398,200	450,400		
	20	224,900	267,100	298,000	338,600	365,100	399,800	451,600		
	21	226,500	268,000	299,000	340,000	366,200	401,500	452,800		
	22	228,100	269,000	300,200	341,700	367,700	402,900	453,600		
	23	229,700	270,000	301,400	343,400	369,200	404,300	454,400		
	24	231,300	271,000	302,700	345,000	370,700	405,700	455,200		
	25	232,900	272,000	304,000	346,200	372,400	407,100	455,800		
	26	234,600	272,900	305,100	348,100	374,200	408,300	456,400		
	27	235,900	273,700	306,100	349,800	375,800	409,500	457,000		
	28	237,200	274,600	307,100	351,400	377,500	410,600	457,600		
	29	238,500	275,400	308,200	352,900	378,900	411,700	458,300		
	30	239,600	276,200	309,400	354,500	380,200	412,900	459,100		
	31	240,700	277,000	310,500	356,100	381,400	414,000	459,500		
	32	241,800	277,700	311,700	357,800	382,800	415,100	460,200		
	33	242,900	278,500	312,800	359,500	383,900	415,800	460,700		
	34	243,800	279,300	314,100	361,300	384,900	416,500	461,100		
	35	244,700	280,100	315,400	363,100	385,900	417,100	461,500		
	36	245,700	280,700	316,700	364,900	386,900	417,800	461,900		
	37	246,700	281,400	317,900	366,400	387,700	418,400	462,300		
	38	247,600	282,200	319,200	367,800	388,600	419,000	462,600		
	39	248,500	282,900	320,500	369,200	389,500	419,500	462,900		
	40	249,300	283,600	321,800	370,600	390,300	419,900	463,200		

	41	250,100	284,300	323,100	372,100	391,100	420,300	463,600		
	42	250,800	285,000	324,300	372,900	391,900	420,500	463,900		
	43	251,400	285,700	325,600	373,800	392,700	420,800	464,200		
	44	252,100	286,400	326,700	374,800	393,400	421,100	464,500		
	45	252,800	287,100	327,600	375,700	394,100	421,400	464,800		
	46	253,400	287,700	328,900	376,800	394,800	421,700			
	47	254,000	288,400	330,200	377,700	395,500	422,000			
	48	254,600	289,000	331,600	378,700	396,200	422,300			
	49	255,100	289,700	332,700	379,600	396,700	422,500			
	50	255,700	290,300	334,000	380,300	397,300	422,800			
	51	256,300	291,000	335,200	381,000	397,900	423,000			
	52	256,800	291,700	336,400	381,600	398,600	423,300			
	53	257,200	292,200	337,700	382,000	399,000	423,500			
	54	257,600	292,800	338,700	382,600	399,600	423,800			
	55	257,900	293,400	339,800	383,200	400,200	424,100			
	56	258,200	294,100	340,900	383,900	400,700	424,400			
	57	258,500	294,700	341,600	384,300	401,100	424,600			
	58	258,800	295,300	342,500	385,000	401,700	424,900			
	59	259,100	295,900	343,200	385,700	402,300	425,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	259,400	296,600	344,000	386,300	402,800	425,400			
	61	259,700	297,200	344,800	386,600	403,200	425,600			
	62	260,000	297,800	345,200	387,100	403,700	425,900			
	63	260,300	298,300	345,700	387,700	404,200	426,200			
	64	260,600	298,800	346,400	388,300	404,800	426,400			
	65	260,900	299,300	347,200	388,600	405,100	426,600			
	66	261,200	299,900	347,900	389,200	405,500	426,900			
	67	261,500	300,400	348,600	389,900	405,800	427,200			
	68	261,800	301,000	349,200	390,500	406,200	427,400			
	69	262,100	301,400	349,700	390,900	406,500	427,600			
	70	262,400	301,900	350,300	391,400	406,800	427,900			
	71	262,700	302,400	350,800	392,000	407,100	428,200			
	72	263,000	303,000	351,400	392,500	407,300	428,400			
	73	263,300	303,500	351,700	393,000	407,500	428,600			
	74	263,600	303,900	352,200	393,600	407,800				
	75	263,900	304,200	352,500	394,000	408,100				
	76	264,200	304,500	352,900	394,300	408,300				
	77	264,500	304,800	353,300	394,700	408,500				
	78	264,800	305,100	353,800	395,200	408,800				
	79	265,100	305,300	354,300	395,600	409,100				
	80	265,400	305,600	354,800	396,000	409,300				
	81	265,700	305,800	355,100	396,400	409,500				
	82	266,000	306,000	355,500	396,900	409,800				
	83	266,300	306,300	355,900	397,300	410,100				
	84	266,600	306,500	356,300	397,700	410,300				
	85	266,900	306,800	356,600	398,000	410,600				
	86	267,200	307,000	357,000	398,500	410,900				
	87	267,500	307,300	357,400	398,900	411,200				

令和七年十二月二十四日

大分県報号外
(企業局管理規程)

	88	267,800	307,600	357,900	399,300	411,400				
	89	268,100	307,900	358,100	399,600	411,600				
	90	268,400	308,200	358,500	400,100					
	91	268,700	308,500	358,900	400,500					
	92	269,000	308,800	359,300	400,900					
	93	269,300	309,000	359,500	401,200					
	94		309,200	359,800						
	95		309,500	360,200						
	96		309,900	360,500						
	97		310,100	360,800						
	98		310,400	361,200						
	99		310,700	361,600						
	100		311,100	362,000						
	101		311,300	362,500						
	102		311,600	362,900						
	103		311,900	363,300						
	104		312,200	363,700						
	105		312,400	364,200						
	106		312,700	364,600						
	107		313,000	364,900						
	108		313,300	365,200						
	109		313,500	365,600						
	110		313,800							
	111		314,200							
	112		314,500							
	113		314,700							
	114		314,900							
	115		315,200							
	116		315,600							
	117		315,800							
	118		316,000							
	119		316,300							
	120		316,600							
	121		316,900							
	122		317,100							
	123		317,400							
	124		317,700							
	125		318,000							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		201,100	228,700	270,500	291,200	306,900	333,200	376,200	410,800	464,200

別表第六中「三万三千百円」を「三万三千二百円」に、「三万六千円」を「三万六千五百円」に、「二万八千五百円」を「二万八千六百円」に、「三万九百円」を「三万千円」に、「三万三千九百円」を「三万四千百円」に、「三万七千円」を「三万七千二百円」に、「四万六百円」を「四万八百円」に、「四万四千七百円」を「四万四千九百円」に、

「四万八百日」を「四万ノ百日」に
「四万四千七百日」を「四万四千九百日」に

「四万八千七百円」を「四万九千円」は「五万一千七百円」を「五万一千円」は「四千七百円」を「五万五千円」に、「五万七千六百円」を「五万七千九百円」に、

九十五キロメー	九十九キロメー
一、レ以二三日	一、レ以二三日

ナヨキロノ
トル以上
を
レ未
五キロメートル
キロメートル
以上

に改める。

める職員の改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に定めるところによる。

六万円	トル以上 九十キロメー
六万三百円	ル未満 五十キロメートル
六万四千百円	未満 一トトル以上百 九十五キロメー
六万七千三百円	以上 百キロメートル

第二条 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第一十五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の

百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

に改める

（施行期日等）

この規程は、公示の日から施行する。ただし、第一条の規定（大分県企業局に勤務する

職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第六の改正規定に限る。）は令和八年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

第一条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第二十二条の規定及び別表第一の規定は令和七年四月一日から、改正後の給与規程第二十五条第二項及び第三項並びに第二十六条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

びこれに準ずるものとして企業局長が定める職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(切替日から施行日の前日までの間ににおける異動者の号給)

4 切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間ににおいて、第一条の規定による改正前の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、企業局長が定める職員の改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に定めるところによる。

(施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

5 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補足)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

大分県企業局管理規程第十一号

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「七千四百円」を「七千七百円」に改める。

附 則

この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○企 業 局 訓 令

大分県企業局訓令第十三号

本
事
業
所
局

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

大分県企業局長 渡辺 淳一

第十三条第一号中「百分の三百十五」を「百分の三百二十二・五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百八十二・五」に改め、同条第二号中「百分の百五十」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百八十」を「百分の百八十七・五」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の規定は、令和七年十二月一日から適用する。